

広報おおさと広告掲載取扱要領

平成20年1月4日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、大郷町有料広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、大郷町が発行する広報おおさと（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載できない広告の内容などについては、要綱第3条及び大郷町有料広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、一号あたりの掲載料及び枠数は、次のとおりとする。

種 類	規 格			掲 載 料	枠 数
広報紙	①	2色刷り	縦 45mm×横 178mm	4,000円	2枠
	②	2色刷り	縦 45mm×横 87mm	2,000円	4枠

2 広告の枠数は、①あるいは②のいずれかのみとする。

3 広告枠の位置は、町長が決定するとともに、掲載号毎に変更することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、一号毎とし、継続的に複数号の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報紙への広告掲載希望者は、要綱第6条に規定する大郷町有料広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を、広告を掲載しようとする当該広報紙発行月の前々月15日までに、町長に提出しなければならない。

(広告内容の修正)

第6条 町長は、広告の内容およびデザイン等が要綱及び基準の規定によるほか、この要領に違反しているか、あるいはそのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第7条 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数号の広告掲載の決定を受けた広告主について、取り下げた号以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあっては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、町長に対して保証するものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、要綱第7条第2項の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(疑義の決定)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、町と広告主で協議するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第43号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第45号)

この要領は、平成23年9月1日から施行する。